要寫

西暦千八百七十二年第三月十一日（我明治五壬申二月二日）（月曜日）

米国華盛頓府國務省ニ於テ日本使節米國聯邦

ニ國務卿ハミルトン。フイシ談判筆記大副使五人森

少辨務使塩田一等書記官并ニ米国々務卿輔

チャレス、ヘール及ヒ我領事ブルークス同席

一使節　今日ノ談判ノ趣旨ヲ明亮ニセシカ為メ既

往及近時ノ事情形勢ヲ書面ニ認メ持参シタレハ

当席ニ居合スル使節附属タル「ブルークス」ヲシテ読

国立国会図書館

誦セシムヘシトテ談判ノ端ヲ開ク

一　國務卿フィーシュ氏曰ク其書ノ趣旨大ニ面白ク思ハル、ニ依リ大統領ニモ之ヲ告知センヿ大慶ナレハ其寫書ヲ贈ラレ度大統領ニモ、定メシ満足ニ思フナルヘシ

二　又使節公ニハ定メシ我國ノ政体御兼知ナルヘシ條約ハ我国上院三分ノ二之ヲ允准スルニ非サレハ之ヲ認メテ局結ノ條約ト認ムルヿナク是レ我国ノ仕来ナリ

二使、其事ハ予等兼テ承知スル所ナリ現今ノ條約ニ因リテハ千八百七十二年七月第一日ヲ以テ條約ヲ改正スヘキ筈ナリ故ニ我カ政府今此使節ヲ派出シ其條欵ヲ熟議セシム然ルニ右期限前其使~~節~~命ヲ完成スルヿ能ハサルニ依リ使命ヲ終ル迄期限ヲ延サンヿヲ望ム

三　卿ハ各國政府互ニ趣旨ヲ通達シ現今ノ條約ハ

千八百七十二年七月第一日ニ至リ全ク廃止スヘシ
トノヿヲ既ニ了解ス今度ノ使節ニハ右條約ヲ
取結フノ權ナシト見テ可然哉

三 使、條約中改正スヘキ條件ヲ商議闘論スルノ權ア
リ余等只ニ之ヲ論スルノミニテ今度ノ談判ニテ互ニ
陳述スル所ヲ日本ニ於テ取結フヘキ條約ノ基トナ
シ天皇陛下自ラ允准セシ後其本書ヲ取替スル筈
ナリ

四 卿、使節公ニハ草案書ニ調印スルノ權ヲ帯有
セラルヽ乎

四 使 然リ談判ノ結末ヲ記載スヘキ書面ニ名印スル
ノ權アリ

又 卿、貴國皇帝ヨリノ書翰中ニハ其權ヲ與ルヿ
ナシ今貴君ノ陳述セラルヽ所ニ隨ハヽ別ニ其權ヲ
與ラレシヿト見ユ

又 使、然リ

二
卿、此書翰ニテハ條約ノ條欵ヲ取極ムルノ權ヲ與
ルニ非ス只ニ之ヲ論スルノミナリ
二使、今度談判ノ結末ヲ記セルモノニ名印スルヿハ差
支ナシ

七
卿、日本政府ニテハ之カタメ何程ノ引受ヲナス乎
七使、談判ノ結末ハ多少政府ニテ承諾スヘシ此草案ハ
追テ條附約ノ基トナル者ナレハ多クハ我政府ニ於テモ
許諾スヘキ積ナリ

八
卿、條約改正ハ何頃ナル乎草案ノ効力限程及ヒ
何頃本書ヲ取替スル哉ヲ知ルヿ最緊要ナリ如
何トナレハ條約ノ如キハ皆上院議員ノ内三分ノ
一ハ二年毎ニ変スルナレハ新選ノ議員等入来ル
時ハ又其所見モ大ニ異ナルヿアルヘシ
八使、其期限ヲ預メ聢ト定ムルヿハ難シ此地ヨリ欧洲ニ赴
キ各國政府ト談判ニ及フ積ナレハ多分当年々末ニ
ハ日本ヘ帰國スルヿ出来スヘシ帰國後ハ速ニ改正ニ

取掛ルヘシ

九 卿、草案ニ名ヲ記シ政府ヲシテ其約ヲ履行セシムルハ（ノミニシテ~~維[illegible]~~条約ヲ）公然本書取替（タル上ハ）~~セル前ニ在リト雖モ~~既ニ改正ヲ為スモ同様ナリ

九 使、余等ハ唯今度改ムヘキ條約ノ條欵ヲ論センヿヲ望ム且我政府ノ允准ヲ経タル上ニ非サレハ之ヲ極定セサルヘシトノ約諾ナレハ談判ノ結末ヲ書載スル書面ニ調印スルヿヲ得ヘシ

十 卿、此事為シ難キニ非ス蓋シ夫レニハ我方ニ於テモ聯邦議事上院及ヒ大統領ノ允可ヲ経サレハ得ストノ約ナレハ差支ナシ然シ何頃其允准ヲ取リ何頃改正ニ取掛ルトノ時限ヲ知ルヿヲ望ム

十 使、両條ノ趣意ヲ諾ス若シ日本ノタメ公然タル約諾トナラサル時ハ日本帝合衆國大統領議事上院之ヲ互ニ允可スル迄ハ又合衆國ノタメニモ之ヲ約定トセサルヘシ此約束ヲ以テスル時ハ双方ノ趣意ヲ合

シ談話ノ結局ヲ書記シテ後日ノ備忘トナストモ余等
ニ於テ差支ナシ

十一 又、可成ハ改正ノ期限ヲ千八百七十三年七月第一日
十 迄延期センヿヲ望ム

十一 卿、外各國トノ條約モ同時ニ改正セラルヽ乎

十二 使、然リ

十二 卿、使節ノ帶有セラルヽ外各國ヘノ委任狀ハ矢
張調印ノ權ヲ與ヘス唯ニ論評スルトノ同文同
意ナル乎

十三 使、何レモ同様ナリ

十三 卿、他ノ國々トノ條約ハ皆一様ナル乎貿易及ヒ
其他ノ事ニ關係スル諸條欵ハ何レノ條約ニ
於テモ同様ナル乎

十四 使、然リ凡テ外國ト取結フ條約ハ皆同様ナリ

十四 卿、然ラハ一國ニ與フル特典ハ之ヲ他ノ國々ヘモ與
ルノ趣意ナル乎

十五 使、然リ

十五 卿、條約改正延期ノ事ニ付既ニ他ノ國々ヨリ報ヲ得タル乎否

十六 使、其事ハ既ニ書通シタレ圧未タ其回答ヲ得ス

十六 卿、左スル時ハ合衆國ノ報答ニハ少シク求ムル所アリ我等ニ於テハ素ヨリ日本皇帝國及ヒ使節公ノ意ヲ樂シムルヿヲ望ムニヨリ他ノ政府ニテモ之ヲ承諾スルキハ右改正ノ期ヲ一ヶ年遲延スヘシ其間ハ是迄ノ條約ヲ取行ヒ若シ其内新條約ヲ以テ他國ニテ別段ノ便利ヲ與フルヿアラハ現今條約ノヶ條一ヲモ廢セスシテ其便利ヲ一以テ我國ニモ及サレンヿヲ企望ス

十七 使、然リ

十七 卿、此取極メヲ以テ使節公ニハ條約改正ノ談判ニ取掛リ何ノ件何ノ條彼ヲ改メ之ヲ加フト云フヿヲ述ヘ給フ乎

十八 使、陳述スルコハ数多アリト雖圧是レ皆細微ノコ
ニ渉レル者ナレハ今爰ニ其緊要ノ条件ヲ挙ケ
ン

十八 卿、但其槩畧ト總論ヲ聴キ後ヨ其順序ヲ追
テ其細目ヲ論スヘシ

十九 使、海関税ヲ定ムルコ并ニ自由ノ権ヲ得ルコ、及ヒ局
外中立ノ事

十九 卿、第二ノ箇條ハ大ニ難アルヘシ然レ圧其顛利

多従来との條約のぬく総代当国皆政府の字
を記載すへし

廿 使、外国コンシュル裁判の権を廢し日本司法省に
帰せしむるへき事

廿 外務卿法官、此事を條約取極の日より五ニ
コンシュルの権を廢すると云ふ事あるへし

廿一 卿、是れは後日論定すへし

廿一 使、通用貨幣の規則、罪を犯し他国に遁逃せる

其の兵備上便を害する事。或ハ間ニ難事出
起る時ハ公然絶交の爭鬪を戦爭ニ及ぶべき
或ハ平和ニ事を處置せしむる採取の事。
是等緊要の事件（ニして）尚細事ニ至りては
他日又追ゝ談判すべし

廿二 卿ゝ合衆國よりも貿易の章程人民の保護及ヒ
其他の事を取極むる（附録）貴君ゝ今陳述
せらるゝ處までを現今條約中の該條款ニ

談ずるも此等ヶ條を論ずる順序として何とす
るべき哉

廿三 使ゝ何れよりも該命ニ從ひ之を論ずべし
又ゝ委詳書面ニ認むる方可然哉貴君の所思とし
問ふ

廿三 卿ゝ之を次ゝ談判の節熟考の上取極むべし
又ゝ使節條約を取極むるの權なしと云ふとも
難事あり一ヶ年延遅する時ハ大統領擇

挙の期に至り大統領并に議官及ひ議事上
院の三分の一を変せし故に其局に於て取極むるに非
されは終に取極め難かるへし尤も互に談論
して双方旨趣の符合せるを見るに至る所
双方意存ある条も之を書面に記載すへし
右迄此を調印せしむると否とに付て云ふ所有之須
是等の事は実事を論するの機に臨み其
宜しきを帰しむへき

又曰諸件都合に随ひ之を論する事とし此次の諸
則ちは合衆国の改正せんと欲する條件を申通
せん来れらは我等一同商議せらるゝを望む且
余も大君の所望を勤むるを須り

我使、條約改正の期限に付ては決定して申入るゝ
猶いなけれ共千八百七十三年三月までに期を
定むる様尚又考えし一応何分大君へ報知を
為し

廿四 御締結之從水曜日第十二字面晤ニ及フ約

原文筆記 ブルークス

第二編

千八百七十二年第三月十三日水曜日（我明治第五壬申二月二日）

華盛頓府国務省ニ於テ国務卿ハミルトンフィシュ氏

ハ日本使節談判手續筆記当日出席の

面々

岩倉大使 木戸副使 伊藤副使 森少辨務使

塩田一等書記官 通弁ブルークス 国務卿ハミルトンフィシュ

同補チャーレス、ヘール 訳官ライス

一　今、使節ニ於て演述せらるへき事件ありや

一　使、曰ク先日御越し此の儀を談判いたし此度出発の談判の節ニ独去掛条陳ニ國書ニ全權委任の文面無之ニ付談話ニ不及故其後我政府ヨリ更ニ弁務使を以て御談ニ及ひ候處早速同人ニ面會と云云因之御談を御傳へ候節ニ當方ニ於て而到使の旨を帰還此後
天皇陛下ニ於て雲用不明の國書を頒發ニ換ニ決定致し候

現時國書ニ於ては一些権理ニ而ハ其権を挟み尚不足ニ付是ニ于而ハ勅使以御申し候

教（勅）上（旨）之の趣意を以て廣大ニして國書ニ載せられ
ありより遠く相成居候

二　又、右故ニ使節ニ於ては　天皇ニ申奏して全権の分解を宣變致候要ニ付事ニ勤奉仰候

三　又、申立候處速ニ成く全権を委任せられ候儀相違

差支有之候ハ、猶又右往返の内ニも一応便宜談判致
右返事為相済次第調印出来候様の結末を付
可致候

二　何レ之儀ニも難事ニ至り候ハヽ使節ニ於
て全権を以て専ら取扱候ニも談判ニ至
其のみ迄ニて約定ニ至り候ハヽ出発の節ニ
使節より談判ニ及ひ候ケ条も有之候ハ、猶
之も来り所務を述へ熟議ニ及ひ候右節ニ當

右ニ付拙者の所務ニて条約改正の節ニ右段
一般の各條を陳述致し可申候

に　條々兼り候ハ

三　何ゝ各ケ条の内己ニ入用意の処も一々ニ候ハヽ
是も先様より開口可致候
第一条　外国船を当時未開の港ニ入進せ
しむる事を許すへき事
第二条　燃料食米港運送之事

第三条　条約規程の事　就中長崎にては
何処を以て内地と境越するや否分明出来
居る事故に取廣メ可申ては可然哉
第四条　権利切手の法を立て外国人を保護
し而して内地を通行し日本人と貿易を
営むへき権利あらしむへき事
第五条　条約規程の内に於て外国人住居
を賃貸し実産（家屋田土）を所持し且之を賣
より一室の組経自由に在りては之を他人に譲り渡
すへき権利あらしむへき事
第七条　何の役目に拘らす日本人外国人の使役
に借し且又条約規程等に開市の地に於て日本
人外国人を雇庸し其勝手に任すへき事
第八条　日本人と外国人との貿易交際の間に
直に又ハ直ならさるとも制限を設け或は免状
或は格段の免許を立てさる事

○内地の運上を設け又ハ開港場ニ持出す所の物
品ニ税を賦せまじき事

○従来開港場ニて番所を立て販鬻する所の
物品より税を取立て之の名目として代價増倍
ニ及ばしむる儀等ハ總て廢止し居候

此ケ条の趣意ハ普通の關税を除き更ニ又
徴するも多く唯其地方又ハ別段の税を貿易
品ニのミ賦して不公平ニ陥る事を防ぐ為め

已上ハ

第九条 何国より輸入し又ハ何国より輸出するに
拘らず凡て輸出入税ハ一様公平なるべき事

但し密商ハ禁止すへし

第十条 地方規則の事

第十一条 宗旨出板及信心の自由を與へ宗旨
并禮拝の事を寛恕し之を許容し保護
すべき事

第十二条 他国ノ政府ニ与ヘタル貿易ノ利益又ハ
殊典特例ハ之ヲ合衆国ノ人民ニ同等ニ及ホスヘ
キ事

四 第七ノ日程ニ於テ熟考セシ所要ノケ条ニハ勿論右
決中ニ七條ノケ条モ相生シタリ

五 使節ハ日本ニ出シタルケ条ノ目的ノ大要ヲ聞キタリ

又 使節ハ近来諸国ト條約ヲ取結ヒニ相生シタル実務ヲ示ス

以上ノ如シ

六 使節ハ佛国ヘ望ミシタル使節ニ於テ彼條約取結ヒタリ
併日本ヨリノ返報ニテ未タ政府ニ於テ本條約允准
ニハ至ラサリシ

又 使節ハ用意出来居テ前回ノ条約ニ関係
シタルケ条ノ目的ヲ協議ス

七 使節ハ貴方ニ於テハ未タ準備整ハサル条約調印後
直ニコンシュル裁判権ヲ廃シ度ノ所望ニ答ヘタル
欧米ノ良法ヲ基本トシテ立法ノ条例ヲ定メタル後ヲ

布告致し其日より該の案件を地方の裁判所に
於て取扱ふ准備出来たるに至てコンシュルの権を廃し
申候

書面に於て取極め置き手順を顧し右ケ条中ニ書
載いたし置申候

七
但、欧洲の各国に於けるか如く満足なる地方の裁
判所か設立の上は何時にてもコンシュルの裁判所を
廃したる義我政府に於ては大ニ希望致し候併之を

関くに於ては全く其満足を与ふる設立に関係致
し候故将来之を備ふる事国家の為与相成

八
使、新約の為に陳述致し候ケ条を説明し且其下の
如き存意開陳致候

八
但、此儀に付て我政府の所望充分に了解置
被下候

九
使、外国に戦争起りし節は日本政府に於て素より我
国民をして局外中立を確守せしむるの手段は

何程ニても輸出第一日本在留の外国人ニ於て公然
と闘争の挙ニ及ひ管轄致し難き時ハ日本政府ハ
其土地ニ於て外国人并日本の所業ニ及ひたる者を
局外中立を破り候責ニ任し候第七条免し候

九
廿　條、新約の个条中右様の処ニても仏帝の定むる所
存する書入可相成と存候

十　條、其外諸制の个条は今様ニ来可候

十　條、前ニ所持以高し被成

第一日本政府の法令ニ依りて海関税を取立る
又は蒸勝手ニ在る除き事
第二局外中立の事
第三貨幣之事
是等の本趣意ハ議定致ス可キ為メニ出たる所以
ニ下ス候

十一　條約議定を遍ニ亘り造幣寮を設立して新貨デシマル
法を適用し以当しなる後左の个条を立設候云々

日本政府ハ全国の造幣寮を立てデシマル通貨の普通ノ法ト同経の定量品位を用ひしむ依て一切の租税政府の収納等日本の貨幣を以て算用仕拂收納いたし此後ハ之を以て全国の貨幣となすへし 一切の負債ニ於て之を以て本位ト為すへし

旧約ニ從へハ我政府ニ於てハ壹月の猶豫を以て外国の貨幣ハ引換可申責ニ任し居る所今日ニては

造幣寮ニては地金引換ニ而は此ケ条ハ不要用ニ有之其上当今ニ於てハ貨幣引換の事ハ総て当換座員ニ而取計ニ任し居候ニ付

十一

銀ハ左様ニ相成候ハ通貨の基本を全く日本の貨幣ニ限定し来る趣意ニ有之候ニ付此仕法ニてハ自ら日本の貨幣償ひなくして商人ニても非常ニ高直の價ニ有之候而ハ不都合且此仕法ニてハ我政府ニ於て日本の貨幣を鋳製し日本

一兌金の出納を二様と為しめさる所置致し方

無之候

到底道理上に於ては全國之を以て本位と

為し且外國の貨幣も照準無之ては不叶

十一

無之候

十二使、白銅に依る時は三百十一錢を以てメキシコ百弗に引

換替る時は前字四角の白貨を廢し為手順に有り

正名の貨幣無之事故以後は外國同様の貨幣

引換之造幣寮又は引換所にて出局に致し度

申候

十二仰、尤も兌金の本價並メキシコ洋銀と比較

の價前知致し度候

十三使、我貨幣は平量四百十六ケレインにて純銀九百分

あり銀貨はメキシコ、ドルラルと同様にして金貨は

比例を一ト十六、一七三あり但し本位比を一ト十三、

三分一に同し

十三　卿、米政府ニ於テ当時貨幣ニ就テ損失ヲ受ケル

ニ至リシ哉然ルニ何故ニ変換ノ義申出ニ

相成候哉

十四　使、昔モ為換座ノ職務ヲ以テ政府ヲ助ケシ義

従来金銀ノ事ニ掛ル故ニ有之殊ニ旧貨ヲ

一切為替座ニ属シ取扱此後ハ新貨ノ事迄記載

ハ致シ不申

十五　卿、銀ハ新約中ニ日本ノ金貨并メキシコ

洋銀ヲ一様ニ通用ノ旨ニ記載有之候哉

十五　使、左様ニ候。

十六　卿、新約ニ日本貨幣並ニメキシコ洋銀ト一様ニ

而諸品ノ売買ニ同価ニ相用候哉

十六　使、左様ニ候

十六　卿、然ラハ両国ノ義ニ付テ勘考仕候此一条

ノ決定ヲ先是迄ニ留メ置キ候

十七

右様ノ十ケ条ニテ互ニ従来人引渡ス事ニ候

此一条ハ当政府ヨリ大権ヲ託セシ者ノ條約ニ関係ノ
文面ニアラサル事故ハ取扱ニ致シ重罪ニ限リ
二通リニ致シ可申候

十七　使ハ独リ

十八　卿ハ日本に兵隊の上陸を禁止するの趣意ニ
如何の訳ニ候哉

十九　使ハ先年来我国ノ紛雑ニ就テ内乱ヲ生シ之カ
為メニ外国人ニ多少ノ危害及ヘキ時故ニ
政府ニテハ之ヲ保護スル能ハサルニヨリ竟ニ
外国ヨリ兵隊ヲ送リ越シ居リ一体此儀ヲ他国ニ
於テ許スル事ニ候得ハ以後之ヲ禁シ免許状ヲ
渡サスシテハ之ヲ為差止候様ニ致シ度候

十九　此一条ハ決シテ我国從来ノ所業ニ就テ申述候
義ニモ無之且此後欧洲ノ諸国ヨリ取締ノ為
中ニ書載致シ度候

十九　卿ハ当方ニ於テ條約ヲ変更スル義ヲ希シ可申候哉

とも其条約中ニ右様の文面ありて此を何か嫌
疑を受ける様ニ相見へ候而已ならす他国より異議
申出候而ハ於当国ハ甚迷惑に候得ハ此義ハ
当国よりも先ツ着手他国と協議可致

廿六　又結局（末）の各条ニ着し当国の為ニ一方ならさる
不和を生せさる様を兵力ニ依らさる所ニ平穏
の和解を為さんと欲し是を当時文明諸
国ニ行ハるゝ所の法律ニ依る故ニ今之を条約中ニ
主義ニ背しある此を全く文明国中ニ於て未曾
て聞さりし事を防ぐる様ニ相見へ申候
猶其上之を加入せる義ニ就ても権限の主趣
意ニ不申候半

廿　使是迄此後条約を改正せる他国の事に関係
必当し当方ニ於て是迄日本の同意ニ出来る事
実の再生を防き度候これ

廿一　唯当方ニ於てハ此一条ニ附列限の主趣意

無之候ハヽ差支無之儀

廿二　輔、之を防く事ハ出来可申候得共世界の耳目をして之を掩ひ事を顕秘と為さしむる事ハ出来不申候

廿一　使、尚熟考可致候

廿三　眼、今日の个條を尚熟考ニ可致、且此後の集会の期報可致候

廿二　使、談判の事件を総て熟考以而申至可申畏

副使両人当月廿日ヨリ当府出程東方海港へ御越此處ヨリ第四月一日の郵船を以て日本ニ渡航致し其答ニは急速ニ談判を遂、若副使当府出立前之ニ可成丈速ニ結局を得て之を我の政府ニ充分ニ報告為致候

廿四　眼、来ル土曜日一字半より一時半間談判ニ為し可申ニ付、当ニ於而双方の意見を明ニし箇條の説明を致し可申候

條約を調ふ第七款三月二十日迄ニ之を間ニ合
ふ申し

廿三　使、辱く存し来ん土曜日乃ち三月十六日十二字半
ニ御出可申ん

筆記　ブルークス

伊藤博文文書